

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第8号

訴えの提起について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月25日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 相手方

[Redacted]

2 事件名 水道料金等請求事件

3 事件の内容

相手方は、市と給水契約を締結し、水の供給を受けたが、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、水道料金等を支払わなかった。そこで、相手方に対し、水道料金等請求の訴えを提起するものである。

4 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、未払水道料金等合計34,280円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めるもの。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の支払いを求めるもの。

5 管轄裁判所 八幡浜簡易裁判所

